

自治会回覧

会員各位

令和3年 2月

生活環境部

猫の飼い主の方へ



飼い主は猫の習性を理解した上で、飼っている猫が近隣に迷惑をかけないように、適正な飼育に努めなければなりません。

- ① 可愛いだけではなく、住宅事情や家族構成等の先を見越して、一生涯面倒が見られるか、よく考えてから飼うようにして、絶対に捨てないでください。
- ② 猫は上下運動が可能な環境を整えれば、屋内飼育に適しています。交通事故や繁殖、感染症、迷子等の防止のためにも屋内飼育を目指しましょう。
- ③ うっかり外に出てしまったり、迷子になったときに子猫ができることもありますので、屋内で飼っていても不妊・去勢手術をしましょう。
- ④ 迷子や被災の際にも飼い主の元に戻れるように、名札のついた首輪やマイクロチップなどで、飼い主がわかるようにしましょう。
- ⑤ 動物病院で健康診断を受け、日頃から病気になるないように健康を管理しましょう。

野良猫に餌を与えている方へ



餌を与えるだけの行為は、飼い主の不明な猫が集まり・子猫が生まれ、結果として野良猫が増えてしまい、庭・ごみ荒らしや糞尿などにより近所に迷惑をかけることとなります。

周辺住民のすべての方が猫好きとは限りません。また、今まで猫に対して特別な感情を持っていなかった人も、猫による被害を受けて、嫌いになってしまうこともあります。

餌を与える場合は、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こさないよう、次のことを守りましょう。

- ① このような不幸な子猫の繁殖を防ぐとともに、発情期の鳴き声や尿スプレーなどの問題行動を抑えるために不妊・去勢手術をしましょう。
- ② 餌の世話をする人は自宅敷地内で、決められた時間に「食べ残さない量」を与え、食べ終わったら速やかに「容器を回収」し、「置き餌」はしないようにしましょう。
- ③ 餌を与える人の自宅または周辺住民の理解が得られる場所にねこ用トイレを設置し、そこで排泄させるようにしましょう。排泄物は速やかに片付けるなど常に清潔を保つようにしましょう。
- ④ 野良猫がその地域で生活するには、周辺住民の理解が不可欠です。まず、野良猫を世話することの趣旨などを周辺住民にきちんと説明し、理解を得たうえで行いましょう。

